

岩手県告示第 289 号

岩手県納税表彰実施要綱（昭和 30 年岩手県告示第 116 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月30日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年<u>2月</u>岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、納税に関する功労者の表彰の実施につき必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2 前項の表彰は、<u>次の各号に掲げるものに</u>区別して行う。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>市町村吏員</u>にして税務職員として永年勤務し、県税事務に協力し、その成績特に優秀で他の模範として推奨するに足るもの</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(目的)</p> <p>第1 この要綱は、岩手県表彰規程（昭和26年岩手県告示第115号）第6条の規定に基づき、納税に関する功労者の表彰の実施につき必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(表彰対象)</p> <p>第2 前項の表彰は、<u>次に掲げるものに</u>区別して行う。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>市町村職員</u>にして税務職員として永年勤務し、県税事務に協力し、その成績特に優秀で他の模範として推奨するに足るもの</p> <p>(6) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	